

在職老齢年金(働きのながらの年金)の減額基準額(賃金・賞与を含む年収の1/12と老齢厚生年金の合計)が4月から月額51万円→65万円に変わります。65万円超の分の半額が停止に



衆院選で高市首相の自民党は十分な政策論争もなく圧勝しましたが「高市現象は政治現象ではなく一種の社会現象だったのだろう」との話を納得しました。

対イ社会学の伊藤昌亮氏。「2年前の東京都知事選で次点となつた石丸伸二氏の「石丸現象」に酷似する…どちらも政策論争をせず人々を勇気づける“自己啓発キャラクター”として訴えかけた…若者は社会をどう良くするかという政治的領域よりも、自分がどう生

き延びるかという前政治的な生き方の指南者を求めている…悩む人々に高市氏は「働いて働いて働いて…」と徹底したポジティブ思考の生き方をロールモデルとして見せた…高市氏は介護経験等「生き方」に関するレパートリーが多い

女性で…若々しさもある…中道改革連合が仕掛けた左右対立で「古い中道」と「新しい自分」という形で印象的に見せた…石丸現象…国民民主グループ…参政党グループと続く中で出てきた論点、庶民感情の動きをことごとく捉え…うまく利用…」(2/11付毎日新聞)

政治現象ではなく社会現象! 高市圧勝 どうみる



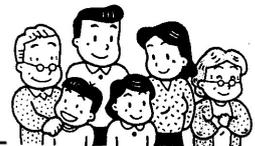
「死亡したA氏の遺言執行人になっているが、未支給の公的年金について法定相続人以外のB氏にすべての財産を遺贈するとの遺言書に従って執行したいと思う。手続きを頼めるか…」とC司法書士から相談がありました。

「社労士も年金を扱っている人が少なく誰に相談したらいいかと困っていた」との話でした。難しい事は百も承知の上で無報酬を条件に受任する事に。B氏はA氏と入籍していない事実婚関係でしたので、生計同一関係の認定が必要です。しかし葬儀の

喪主になっていた事ぐらいしか証明する書類がなく年金事務所に確認しても×です。そもそも未支給年金の受給権は遺族(相続人の固有の権利で、相続財産にはなりません。ちょうど生命保険の死亡一時金の受取人とよく似ています。いくら遺言公正証書を作

遺言書あっても遺族の固有の権利 未支給の年金受給

成していたとしても相続の対象にはならないのです。C司法書士は「しっかり調べてくれて無理とわかったのでよかったです。B氏に伝えます」と喜んで頂けました。



毎週金曜日の9~10時にミーティングを行います。また業務時間は平日の9時から17時15分までですが、お昼休みの1時間は事務所の玄関は施錠し、電話は留守番電話応答としています。この時間に来所されるご予約の方は、事前にご連絡ください。

